

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
翌日発行)

目 次

- ◇ 告 示 新たに生じた土地の確認
字の区域の変更
- 保険医療機関等の指定
- 保険医等の登録
- 家畜商講習会の開催
- 土地改良法による換地計画の適否の決定(三件)
- 基本測量の実施
- 港湾管理者となる旨の告示
- ◇ 公 告 二級建築士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に

基づき、岩美町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(昭和五十四年九月一日現在の地番による。)

岩美町大字大谷字東町田浜二二八二二九一の地先

三、六六九・五〇
平方メートル

新たに生じた土地の面積

鳥取県告示第九百八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十四年九月一日現在の地番による。)

岩美町大字大谷
字東町田浜

岩美町大字大谷字東町田浜の全域及び同字二二八二二九一の地先

鳥取県告示第九百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取生協病院附属 大森生協診療所	鳥取市西品治 八二九一―二	昭和五十四年十月二十八日
井崎胃腸科 外科 医院	鳥取市湖山町北二丁目 三九三	昭和五十四年十月十六日
樋口医院 明治 分院	鳥取市松上一三七―五	昭和五十四年十月十五日
松田小児科医院	鳥取市大杓二三八―二	昭和五十四年十月二十一日
足立内科医院	境港市佐斐神町一四七七	昭和五十四年十月二十日
木村歯科医院 茶屋出張診療所	日野郡日南町茶屋 二二九四―一	昭和五十四年十月十五日
だいせん薬局	米子市皆生 一七五〇―五六	昭和五十四年十月二十八日
吉 田 薬 局	米子市両三柳 四四八五―七	昭和五十四年十月十五日
山口齒科 中町 医院	米子市中町三五 住田ビル二階	昭和五十四年十一月一日

鳥取県告示第九百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
吹 野 俊 介	鳥医第二、四〇六号	昭和五十四年十月四日
茂 久 田 修	鳥医第二、四〇七号	〃
重 白 啓 司	鳥医第二、四〇八号	〃

鳥取県告示第九百十一号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 開催日時

昭和五十四年十一月十九日及び二十日 八時三十分から十七時まで

二 開催場所

倉吉市巖城 中部総合事務所第三会議室

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令

四時間

家畜の品種及び特徴

四時間

家畜の悪へき、機能障害及び疾病

六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習会受講手数料として、二千円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真(出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの)をはり付け、昭和五十四年十一月五日までに、所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

家畜商講習会受講申込書

収入証紙
はり付け欄

写 真
はり付け欄

鳥取県知事 殿

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

住 所

郵便番号 □□□-□□

氏 名

Ⓜ

鳥取県告示第九百十二号

昭和五十四年九月二十五日付けで鳥取市から申請のあつた東千代地区第三工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十三号

昭和五十四年九月二十五日付けで鳥取市から申請のあつた東千代地区第四工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十四号

昭和五十四年九月二十八日付けで鳥取市から申請のあつた津ノ井地区祿宣谷工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 作業種類

基本測量（一等水準測量）

二 作業期間

昭和五十四年十一月十五日から同年十二月四日まで

三 作業地域

鳥取市

鳥取県告示第九百十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十三条第一項の規定に基づき、次のとおり港湾管理者となることについて、同条第二項において準用する同法第四条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 港湾の名称

地方港湾 逢坂港

二 港湾管理者の名称

鳥取県

三 予定港湾区域

塩津三角点（一七・〇メートル）から三五〇度四三五メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面

四 他の関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間

昭和五十四年十月二十四日から同年十一月二十四日まで

公 告

昭和54年7月21日及び9月9日に実施した二級建築士試験の合格者は次のとおりである。

昭和54年10月23日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 昌 次

前田	俊二	岡垣	紀年	西尾	芳昌	西尾	明齊	大内	司
浜田	和美	松尾	佐津樹	国岡	俊一	宇田川	伸一	新林	幸男
坂本	益夫	湯谷	輝義	柿園	秋法	松尾	福実	豊浦	明男
湯谷	秀幸	山下	雅生	天川	正人	服部	幹夫	岩崎	義信
岩間	勝仁	御古	幸人	米田	寿博	明治	功	平林	弘
亘	寛之	西村	照己	大久保	正美	片桐	葉子	田中	安美
仲田	博之	磯江	淳	津村	和文	宮本	稔	大嶋	正成
福本	利正	鈴木	敏美	谷中	篤	浜田	洋一	藤井	祥子
鹿取	仁史	阿部	徹	巽	敏都	小笹	裕敬	西村	実之
吹野	悦郎	宮本	優治	高下	洋一	庄司	正博	加納	英之
原田	賢一	角	勝己	前田	繁昌	今田	光吉	大藪	正信
東	秀好	大道	佳三	新原	昭治	高野	久仁子	景山	明美

堀	敏治郎	伊次	好嗣	吉田	雅晴	山内	義徳	中居	紀恵
升尾	一則	山下	博美	杉本	信	上田	茂	小宮	山利之
谷田	茂	音田	倫俊	富盛	智光	定常	光雄	高城	亮一
谷口	義宗	林	博明	勝中	好夫	加納	寿栄	島津	捷一
藤沢	正美	奥田	和己	福本	孝	西本	輝昭	後藤	雅史
小谷	淳一								

昭54年10月15日第三種郵便物認可

鳥取県 鳥取市東區二丁目

鳥 取 県

【定例一第1種月十田(採録を命ず。)]